

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

株式会社ユーザーローカル

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 業績等の概要	9
2. 生産、受注及び販売の状況	10
3. 対処すべき課題	11
4. 事業等のリスク	12
5. 経営上の重要な契約等	16
6. 研究開発活動	16
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
第3 設備の状況	19
1. 設備投資等の概要	19
2. 主要な設備の状況	19
3. 設備の新設、除却等の計画	19
第4 提出会社の状況	20
1. 株式等の状況	20
2. 自己株式の取得等の状況	35
3. 配当政策	35
4. 株価の推移	35
5. 役員の状況	36
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	38
第5 経理の状況	44
1. 財務諸表等	45
(1) 財務諸表	45
(2) 主な資産及び負債の内容	75
(3) その他	75
第6 提出会社の株式事務の概要	76
第7 提出会社の参考情報	77
1. 提出会社の親会社等の情報	77
2. その他の参考情報	77
第二部 提出会社の保証会社等の情報	78
第三部 特別情報	79
第1 連動子会社の最近の財務諸表	79

第四部 株式公開情報	80
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	80
第2 第三者割当等の概況	82
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	82
2. 取得者の概況	85
3. 取得者の株式等の移動状況	89
第3 株主の状況	90
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	平成29年 2月23日
【会社名】	株式会社ユーザーローカル
【英訳名】	User Local, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 将雄
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目20番6号
【電話番号】	03-6435-2167（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 管理部長 岩本 大輔
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目20番6号
【電話番号】	03-6435-2167（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 管理部長 岩本 大輔

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月
売上高 (千円)	157,038	217,845	348,650	520,824	783,885
経常利益 (千円)	54,359	87,187	144,468	215,816	327,201
当期純利益 (千円)	31,791	53,159	87,447	135,845	201,058
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	15,000	15,000	15,000	146,250	252,265
発行済株式総数 (株)	1,500	1,500	1,500	1,625	3,413,100
純資産額 (千円)	83,712	136,871	224,319	622,664	1,035,753
総資産額 (千円)	136,601	199,097	317,611	751,691	1,231,618
1株当たり純資産額 (円)	55,808.62	91,247.97	149,546.10	191.59	303.46
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	21,194.62	35,439.35	58,298.13	44.87	61.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.3	68.7	70.6	82.8	84.1
自己資本利益率 (%)	46.9	48.2	48.4	32.1	24.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	175,506	271,148
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△25,308	△46,915
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	262,500	212,030
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	625,600	1,061,863
従業員数 (人)	3	9	13	21	28
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(4)	(6)	(14)	(15)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 第7期、第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第10期及び第11期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第7期、第8期及び第9期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間平均人数を外数で記載しております。

9. 第10期及び第11期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第7期、第8期及び第9期の財

務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

10. 当社は、平成28年1月29日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

11. 当社は、平成28年1月29日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第7期、第8期及び第9期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月
1株当たり純資産額 (円)	27.90	45.62	74.77	191.59	303.46
1株当たり当期純利益金額 (円)	10.60	17.72	29.15	44.87	61.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

当社は、代表取締役社長である伊藤将雄が平成17年9月に設立しております。その後、伊藤は早稲田大学大学院国際情報通信研究科に入学し、当大学院での研究成果であるインターネットユーザーのアクセス履歴の解析及び可視化技術を用いたサービス提供を平成20年12月より当社にて開始しております。当社の前身である有限会社ユーザーローカル設立以降の主な沿革は以下のとおりです。

平成17年9月	有限会社ユーザーローカルを東京都千代田区に設立
平成19年8月	株式会社ユーザーローカルへ組織変更（有限会社を株式会社化）
平成20年12月	アクセス解析ツール「User Insight」リリース
平成23年5月	東京都渋谷区に本社移転
平成24年1月	ソーシャルメディア分析ツール「Social Insight」リリース
平成25年5月	東京都目黒区に本社移転
平成25年10月	ヤフー株式会社「Yahoo!アクセス解析」にアクセス解析ツールのシステム提供を開始
平成25年12月	ニフティ株式会社「ココログ」にアクセス解析ツールのシステム提供を開始
平成27年5月	メディア向け解析サービス「Media Insight」リリース
平成28年11月	東京都港区に本社移転

3【事業の内容】

当社は「データで世界を進化させる」という経営理念のもと、大量のデジタル情報（以下、「ビッグデータ（注1）」という。）を収集し、データ解析するためのプラットフォームの提供を主事業としております。とくに、企業のデジタルマーケティングデータとSNS上の大量データの分析により、企業の経営やマーケティングの意思決定を支援しています。近年では、人工知能（以下、「AI（注2）」という。）を使い、より高速かつ高精度な分析、データ活用ができるようにシステム強化を推進しています。

（当社事業領域における事業環境）

インターネットの普及とともに、毎日大量のログデータが生成されております。また、スマートフォンや様々なデバイスがインターネットに接続されることで、これまでデータとして捉えられていなかった事象もビッグデータとして蓄積されるようになってきております。さらに、SNS等のインターネットコミュニケーションツールの発展により、個人の感情や反応を含んだ定性的な情報についてもビッグデータの一部として認識されつつあります。

にもかかわらず、データの膨大さゆえに即時性のある結論を導き出すことは困難であり、データを十分に活用することができていないのが現状一般的であるため、あらゆるデータを収集し分析・意思決定に活用するための基盤が求められております。また、国内生産人口の将来的な減少による経済規模の縮小懸念があることから、データとAIを利用した生産性の向上や自動化が求められつつあると認識しております。

（当社の事業コンセプト）

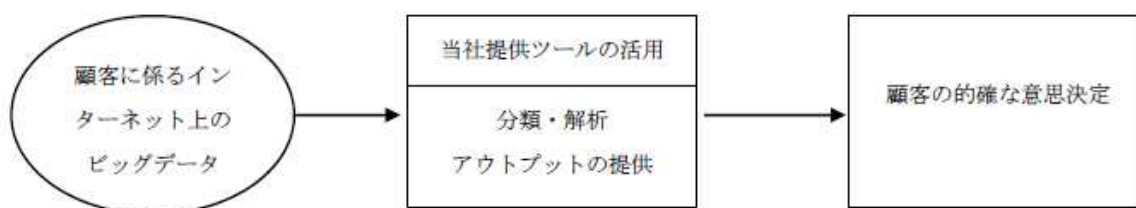
このような背景を受け、当社では、ビッグデータをわかりやすく分類・解析し、事象間の因果関係をもとに次のアクションに活かすための基盤提供が重要であると考えております。このため当社は、直感的にわかりやすい解析結果として当該ビッグデータを集計・可視化し顧客の「データによる的確な意思決定」をサポートするための解析ツールを開発し、提供しております。

また、国内生産人口の将来的な減少による経済規模の縮小懸念の打開策として、AI技術の採用に着手しています。とくに機械学習（注3）の中でもディープラーニング（注4）を使うことにより、過去のデータをもとにしたオペレーションの自動化を目指しております。

（付加価値創出のフロー）

当社の各サービスは、以下のフローによりデータを価値あるサービスへと転換しております。なお当社では、本サービスの提供にあたっては、SaaS（注5）形態での提供を行っており、低価格かつ導入しやすいサービスの提供に努めております。

- ① データ収集：インターネット上に存在するビッグデータを収集
- ② データ解析：これまで当社内で開発されたAI等を駆使し、データを分類・解析
- ③ データ活用：消費者データをもとに、顧客企業がマーケティング施策の決定に必要なインサイト（注6）を提供



(具体的なサービスの特徴)

こうした事業コンセプト・付加価値創出フローを踏まえ、当社が提供している具体的なサービスは以下のとおりです。

(1) User Insight

User Insightは、ユーザーエクスペリエンス（以下、「UX（注7）」という。）を測定するWeb解析製品です。顧客のホームページを訪れたユーザーが、どこをクリックしているか、コンテンツのどこがよく見られたかといった膨大なユーザーのページ内行動を解析し、それらをヒートマップという手法を用いて可視化します。なお本可視化にあたっては、当社に蓄積されたビッグデータとAIを活用することでユーザー属性推定を行っております。これにより、顧客企業にとってのペルソナ（注8）分析のサポートデータを提供しております。

主な機能は以下のとおりです。

ヒートマップ解析	訪問者の閲覧頻度が高い「熟読エリア」、どのリンクが実際に注意を引きクリックされているのかを表す「クリックエリア」、ページのどこまでを表示しているのかを示す「終了エリア」等を可視化することで、ホームページ等のユーザーインターフェイスの改善に寄与。
ユーザー属性解析	訪問者の年齢、性別、接続元地域、訪問頻度、インターネットの利用頻度等を推測し、大まかな比率を明らかにし、どのコンテンツがどのユーザー層に訴求しているかを分析。
組織分析	Webサイトがどのような組織から閲覧されているのか、どのような業界からのアクセスが多いのか、といった組織別足あと解析。
広告効果測定	広告経由のクリック数や、広告経由での会員登録、商品購入といったコンバージョン及びCVR(注9)を分析。また、直接コンバージョンだけでなく、間接効果のあった広告の履歴を全件確認することも可能。
スマートフォン解析/携帯解析	PCユーザーだけでなく、スマートフォンやタブレット、フィーチャーフォンからのアクセスを解析する機能。
検索キーワード分析	サーチワード（検索ワード）を1語から複合語（検索フレーズ）で解析。また、どのキーワードがどのようなユーザーに訴求しているのか、といったユーザー属性分析にも対応。

(2) Social Insight

Social Insightは、Facebook、Twitter、YouTube等ソーシャルメディア運用を支援する企業向けの管理・解析プロダクトです。国内SNSユーザーアカウント、企業Facebookページ、投稿データ、写真、動画データ等を解析した結果をもとにしたインサイト提供により、ソーシャルマーケティングへの活用支援を行っております。

主な機能は以下のとおりです。

クチコミ傾聴(注10)分析	SNSのキーワード分析では、特定のキーワードや記事URL、ドメイン等を指定すると、そのキーワードを含む投稿を取得し、テキストマイニング・視覚化が可能。また、自社名・製品名が多数取り上げられた際に自動で通知してくれるアラート機能により、風評被害や炎上を察知するための機能を搭載。
SNSアカウント分析(注11)	SNS内の自社アカウントや競合他社のファンの増減、推移を分析できる機能を提供。キャンペーンの効果を測定することも可能。SNS上での発言内容や発言したユーザーの推測属性や地域分布を集計するとともに、いつ投稿するとエンゲージ(注12)を得ることができるかといった時間帯分析に対応。
投稿管理(注13)機能	複数SNSの自社アカウントへの投稿予約、リプライ、上長による承認が可能。また特定キーワードについて発言したユーザーへのアクティブサポートやCRM(注14)強化を実現。

(3) Media Insight

Media Insightは、ニュースサイト等メディア運営に特化した記事コンテンツ分析プロダクトです。ニュース記事等が発信された際に、多数のメディア上での取り上げ状況を集約・解析することでトラフィック流入や記事の読まれ方等を可視化し提供しております。当分析結果によって、例えば多くのメディアにて取り上げられた拡散力の高いキーワードを示すことが可能となっており、記事作成者に対して今後の記事作成におけるインサイト提供を行っております。

主な機能は以下のとおりです。

競合媒体モニタリング	自社だけでなく、競合媒体の記事へのTwitterやFacebookでの反響数を自動集計。また、記事別ランキングで上位の記事と、自社の記事とを比較することで、競合媒体の成功パターンの把握を実現。拡散力が高いキーワードを抽出することも可能。
チャンネル別効果測定	検索・SNS・ニュースアプリ等の各チャンネル別の流入数を調査し、SNS拡散状況の可視化や、チャンネル別流入とページビュー（PV）の相関を分析。
記事コンテンツ分析	記事読者の属性や、記事の中でとくにどの段落が熟読されたかを、ヒートマップによって可視化。読者にとって、記事中のどの要素に価値があったのかを分析。
リアルタイム分析	ページビュー（PV）やユニークユーザー数（UU）、訪問者数（VISIT）といった数値を、訪問後すばやく解析画面に反映し、ネット上の“視聴率”をリアルタイムに動向解析。

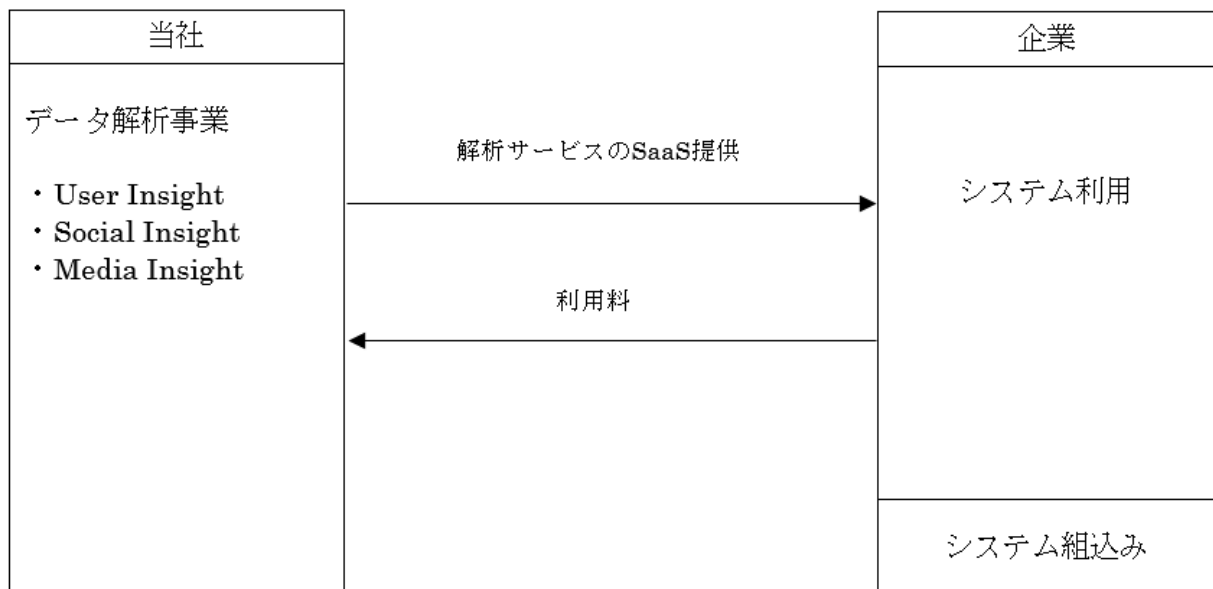
(用語注記)

注1	ビッグデータ	従来のデータベース管理ツールやデータ処理アプリケーションでは記録や保管、解析が困難な大規模かつ複雑なデータの集合です。
注2	人工知能（AI）	言語の理解や推論、問題解決等人間の知的能力をコンピュータ上で実現する様々な技術やソフトウェア、コンピュータシステムです。
注3	機械学習	コンピュータやロボット等の機械にデータから反復的に「学習」させ、そこに潜むパターンを見つけ出させる技術・手法です。学習した結果を新たなデータにあてはめることで、パターンにしたがって将来を予測・分析することができます。
注4	ディープラーニング	システムがデータの特徴を学習して事象の認識や分類を行う「機械学習」の手法です。データの特徴をより深いレベルで学習し、非常に高い精度で特徴を認識できるため、人の声の認識や、カメラで撮影した画像の認識等で応用が期待されています。
注5	SaaS	Software as a Serviceの略であり、利用者がインターネットを介して必要な情報システムに係るサービスを受けるクラウドコンピューティングの一形態です。これにより、利用者は保有するデバイスへ直接ソフトウェアをダウンロードすることなくサービスを活用することができるため、インターネットへの接続環境さえあれば保有デバイスのストレージ容量やCPUの性能に左右されず円滑にデータ処理結果等の提供を受けることが可能です。
注6	インサイト	結果データのみでは判明しない意思決定の行動原理全般を指します。例えば消費者心理としての購入理由や、消費者自身も気づいていない核心的な理由といった意味で用いられます。当社においては、Webユーザーのアクセス結果について自社蓄積データを用いて解析した結果得られる想定アクセス理由を指します。
注7	ユーザーエクスペリエンス（UX）	Webユーザーが、サイトを通じて得られる体験（experience）の総称です。Webサイトの「見やすさ」や「使いやすさ」等の要素に加えて、使い心地・感動・印象といった要素も含まれます。
注8	ペルソナ	消費財を中心としたマーケティングにおける、企業の理想の顧客像または当該顧客像に関する具体的な属性を指します。

注9	CVR	Conversion Rateの略であり、Webサイトの訪問者数に対し、そのサイトでの商品購入や会員登録等を行った人数の割合で、Webサイトの投資対効果を計る指標です。
注10	クチコミ傾聴	ソーシャルメディア上の投稿等を言語解析して、市場分析・競合分析・施策や広告効果のモニタリングを行うことを指します。ソーシャルリスニングともいわれます。
注11	SNSアカウント分析	TwitterやFacebook、Instagram等で保有しているアカウントのフォロワー数やフォロワーの推定属性、投稿に対するリアクションの数やシェア数等を分析することを示します。
注12	エンゲージ	SNSにおいて、ユーザーが積極的な反応を示すことを指します。
注13	投稿管理	TwitterやFacebook、Google+等で保有している企業アカウントを複数人で管理している場合、登録したTwitterアカウント・Facebookページ・Google+ページに対する返信（他ユーザーからのコメントや返信、メンション等）を一元管理し、複数の担当者で対応できます。
注14	CRM	Customer Relationship Managementの略であり、顧客満足度の向上等、顧客との関係性を管理する経営戦略及び経営手法を意味します。なお、当社の所属する業界においては当該経営戦略実現のために顧客の属性や過去のコメントを記録・管理し、それぞれの顧客に応じた対応を行うことを可能とする情報システムやデータベース全般を指します。

〔事業系統図〕

現在の当社事業系統図は以下のとおりです。当社システムを利用企業の分析担当者が直接利用するケースと、当社システムを利用企業のシステムに組込んで利用するケースがあります。



(注) システム組み込みとは当社サービスのOEM提供であり、本書提出日現在ヤフー株式会社及びニフティ株式会社に対して行っております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
28（15）	28.1	2.4	5,566

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（）内に年間平均人数を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、データ解析事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第11期事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

当事業年度におけるわが国の経済は、政府の経済・金融政策の推進に雇用・所得環境の改善がみられる等、景気は緩やかな回復基調が続きました。

一方、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクになっていること、また金融資本市場の変動等の影響により海外経済の不確実性が高まっていることから、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、当社は、データ解析事業において、当社のコアプロダクトである「User Insight」、「Social Insight」、「Media Insight」の機能強化を目的として、ビッグデータを処理する基幹システムの拡張・強化、アルゴリズム開発・実装、ビッグデータを解析するデータサイエンティストの教育・育成に注力し、パフォーマンス改善に努めてまいりました。また、営業面においては人員を強化し、新規取引先の開拓等の事業展開に注力してまいりました。

その結果、当事業年度における売上高は783,885千円（前期比50.5%増）、営業利益326,768千円（前期比51.5%増）、経常利益は327,201千円（前期比51.6%増）、当期純利益は201,058千円（前期比48.0%増）となりました。

なお、当社はデータ解析事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の経済・金融政策の推進に雇用・所得環境の改善がみられる等、景気は緩やかな回復基調が続きました。

一方、海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクになっていること、また金融資本市場の変動等の影響により海外経済の不確実性が高まっていることから、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、当社は、データ解析事業において、当社のコアプロダクトである「User Insight」、「Social Insight」、「Media Insight」の機能強化を目的として、ビッグデータを処理する基幹システムの拡張・強化、アルゴリズムの開発・実装、ビッグデータを解析するデータサイエンティストの教育・育成に注力し、パフォーマンスのさらなる向上に努めてまいりました。

また、営業面においては人員数及び組織的な営業管理体制の両面で強化を行い、新規取引先の開拓等の事業展開に対する販売促進活動に注力してまいりました。

以上の取り組みが奏功し、当第2四半期累計期間の業績は、売上高457,249千円、営業利益191,310千円、経常利益191,360千円、四半期純利益129,916千円となりました。

なお、当社はデータ解析事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フロー

第11期事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、436,263千円増加し、1,061,863千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は271,148千円となりました。これは主に、資金の増加要因として税引前当期純利益が327,201千円、減価償却費が22,875千円計上されたこと及び前受金が27,702千円増加したことによるものであり、一方で資金の減少要因として売上債権が19,358千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は46,915千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出42,860千円及び保険積立金の積立による支出4,112千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は212,030千円となりました。これは株式の発行による収入212,030千円によるものであります。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ91,083千円増加し、1,152,947千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は133,634千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益が191,360千円、減価償却費が18,886千円計上された一方で、法人税等の支払額が84,669千円計上されたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は42,550千円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出18,563千円及び差入保証金の差入による支出23,987千円が計上されたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果による資金の獲得及び支出はありません。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第11期事業年度及び第12期第2四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はデータ解析事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

セグメントの名称	第11期事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	前期比 (%)	第12期第2四半期累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)
データ解析事業 (千円)	783,885	150.5	457,249
合計 (千円)	783,885	150.5	457,249

なお、最近2事業年度及び第12期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第10期事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		第11期事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)		第12期第2四半期累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ヤフー株式会社	106,064	20.4	143,322	18.3	49,050	10.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は以下の項目を対処すべき主要課題と捉えております。

(1) ビッグデータ・AIの活用領域の拡大

当社は「データで世界を進化させる」という経営理念のもと、インターネット上に氾濫するビッグデータを収集・解析することで、新しい価値を創造し世界を進化させるためのサービスの創出に取り組んでおります。当社の既存サービスで活用されている「ビッグデータに付加価値を付ける機械学習」や「AI」等の技術は、汎用性が高く更なる学習効果によって既存分野や新分野で以下のような活用が期待できるものと考えております。

既存分野での活用期待	User Insight	・Webサイト訪問者の属性分析をさらに迅速化・高度化することで、訪問者毎にサイト内容が変化するリアルタイムパーソナライゼーション（注1）を実現し、CVR（注2）の向上を図る
	Social Insight	・SNS上でのやり取りを自動化し、マーケティングオートメーション（注3）を図る
	Media Insight	・AIを活用することで、より価値のある（多くの人に読まれる）媒体となるように内容によって記事タイトルや添付画像を自動生成又はレコメンド
その他AI技術に期待されている活用方法の一例		・カスタマーサポート等企業受付の自動化（チャットボット（注4）） ・自動運転や運転経路のレコメンド ・金融分野での個人の希望リターン・リスク許容度に応じた自動ポートフォリオ生成 ・財務数値等の自動分析による経営支援

（注1）訪問者の閲覧履歴をもとに、好みの近い消費者が買っている等、その訪問者が購入する可能性が高い商品を即時に推奨するもの。

（注2）Conversion Rateの略であり、Webサイトの訪問者数に対し、そのサイトでの商品購入や会員登録等を行った人数の割合で、Webサイトの投資対効果を計る指標のこと。

（注3）マーケティングの各プロセスにおけるアクションを自動化するための仕組みやプラットフォームのこと。

（注4）メッセージアプリやSNSアプリ等の利用者とコミュニケーションを行う自動会話プログラムのこと。

当社はこれらのうち、まずは既存分野での活用実現に向けてより多くのデータ蓄積やアルゴリズム開発を進めていく方針です。

(2) 優秀な人材の確保と育成

当社は、事業の安定的・継続的成長のためには、当社の企業文化及び企業理念に合致した志向性を持ち、当社事業を今まで以上に拡充できる高い専門性を有する優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。あわせて、既存人材の能力及び技術の向上が重要な課題と考えております。優秀な人材の確保と能力の底上げのため、今後も長期的なキャリアパスを見据えた研修制度の充実、教育体制の整備を進めていく方針であります。

(3) 内部管理体制の強化

当社が今後更なる業容を拡大するためには、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、定期的な内部監査の実施によりコンプライアンス体制を強化するとともに、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っていく方針であります。

(4) 認知度の向上

当社は、これまで広告宣伝活動に頼らず、提供サービスの機能優位性に拠る形での営業活動に専念してまいりました。その結果として、現在、幅広い業種、企業に当社製品を導入頂き、継続的な取引による確固たる顧客基盤の構築を実現することが出来ていると考えております。一方で、更なる成長を続けていく上では、当社及び当社サービスの認知度を向上させ、新規案件を獲得していくことが重要であると考えております。今後は広告宣伝活動による積極的な販売促進活動に取り組み、認知度の向上に努める方針であります。

(5) システムの強化

当社の展開する事業は、膨大なデータを高速に処理する必要があるため、解析ツールの運用に関わるシステムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の構築が重要であると認識しております。当社事業の成長スピードや市場環境の変化に対応し安定した事業運営を行うためには、サーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散が必

要となります。今後も、中長期的視野に立った設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでいく方針であります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。

当社はこれらのリスクの発生可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針です。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 経済動向について

当社の提供するサービスは、顧客のマーケティング分析ツールとして活用されております。このため景気低迷期においては、顧客業績の悪化に伴う費用削減の結果、利用者数が減少する可能性があります。このような状況においては、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 機密情報の管理体制について

ビッグデータの解析にあたり収集される情報の中には、個人情報が含まれるケースがあるものと認識しております。また当社の提供する解析結果については、顧客の経営戦略上極めて機密性の高い情報が含まれているものと認識しております。

当社では、収集したデータの社内での機密性確保並びに漏洩防止について、必要な暗号化やアクセス制限等を行うことで対応しておりますが、万が一これら機密情報の漏洩が生じた場合、当社ビジネスの根幹への信頼性が揺らぐため、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報取得への制限リスク

当社は、SNS等により日々大量に生成されるインターネット上のビッグデータを、当社が顧客に提供するソフトウェアを通じて自動的に収集しております。しかしながら、SNS等の運営者側の方針転換や、法的規制の強化により、情報の自動収集に制限が加わったり、禁止されたりする可能性があります。このような事象が生じた場合、当社は独自の方法により同様のデータの入手に努める方針ですが、現在入手できているデータを取得できなくなることでサービスの品質が低下したり、情報の収集に対して追加コストが発生したりする場合等には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システムトラブルの発生リスク

当社の事業は、提供サービスの基盤をインターネット通信網に依存しております。そのため当社では、コンピュータウイルスへの感染、ネットワークへの不正侵入、サイバー攻撃等の妨害行為によるシステムダウン、大地震や火災等の自然災害発生によるシステム障害等、顧客へのサービス提供が妨げられるようなシステムトラブルを回避すべく、外部業者によるシステムサーバーの管理・監視体制の構築や、バックアップ、システムの二重化等により未然防止策を実施しております。しかしながら、何らかの障害により大規模なシステムトラブルが顕在化し、復旧遅延が生じた場合は、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 知的財産権管理について

当社はこれまで、著作権を含めた知的財産権に関しては、他社の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差止めの請求を受けたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないものと認識しております。しかしながら、当社の事業領域において第三者が保有する知的財産権を完全に把握することは困難であり、当社が認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合には当社に対する損害賠償や使用差止め等が行われることにより、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、当社で提供するサービス基礎技術については、機密性を確保するために特段特許等の申請は行わない方針としております。そのため、人員の引き抜き等により当社の技術が他社に流出し、同様のサービス展開が行われる可能性があります。また当該漏洩が生じていたとしても当社では認識できない可能性があります。当社では全役員に対して機密保持に係る覚書を締結するとともに、競合他社のサービス内容についても定期的に確認することで、未然防止並びに事実把握に努めることとしておりますが、当該基礎技術の漏洩が生じた場合は、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 当社ビジネスモデルについて

当社は顧客にとっての使いやすさを追求した、ビッグデータ解析ツールの提供を行っております。このため当該ツールは、顧客業種に依存しない汎用性の高いサービスとなっていることに加え、SaaS形態での提供となっていることから顧客側において大規模なシステム環境を構築する必要もなく、容易に導入できる仕組みとなっております。本書提出日現在では、こうした使いやすさが評価され、化学・化粧品、自動車・電気、新聞・メディア、小売、情報・通信、金融、サービス、食料品といった幅広い業種・企業等との取引実績を有しております。

本提供ツールは、継続して活用することでマーケティング改善の効果確認ができるため、多くの顧客が継続的な取引先となっているものと認識しておりますが、SaaSによる提供となっていることから、解約自体は容易に可能でありませ

すが、①当社の提供するサービスが継続的に顧客ニーズに応えられない場合や、②技術革新により競合他社がより良いサービス提供を行う場合等においては、顧客離れが生じ当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、こうしたリスクの具体的な内容は以下のとおりと認識しております。

①顧客需要の変化について

当社の提供サービスは、顧客に関わるビッグデータを解析しその結果をレポートとして提供することで、顧客の意思決定をサポートしております。当該解析結果については、顧客の使いやすさを重視し直感的に理解しやすい形で提供しております。

しかしながら、これらの解析結果が顧客の期待する水準に届かなかった場合は、提供サービスについては当社に対する信用が揺らぐことにより顧客が減少し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の属するビッグデータ解析に係るビジネス領域は、比較的新しい分野であると認識しております。そのため、今後当社及び競合他社の提供する解析サービスの活用が一般化されるにつれて、顧客にとってより付加価値の高いサービス提供が求められるようになるものと認識しております。当社は日々顧客にとってのユーザビリティを追求することで、この需要の変化に迅速に対応していく所存ですが、十分な対応ができない場合、又は競合他社が先んじて顧客ニーズをつかむ場合等には、当社顧客が減少し、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

②技術革新について

当社はビッグデータ解析関連技術に基づいて事業を展開しており、大量のデータに付加価値を付ける機械学習やAI活用において新たな技術開発に積極的に取り組んでおります。今後も本業界の先駆者となるべく新技術の検討・開発に努めてまいります。何らかの理由により新たな技術やサービスへの対応が遅れた場合は、競合他社に対する競争力が結果として低下する恐れがあり、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 当社事業成長の前提

当社事業は、ビッグデータの蓄積と当該データをもとにしたAIによる継続学習が前提となります。そのため、顧客企業の拡大によってより多くのデータ解析を行うことが、付加価値の創出や新サービスの開発といった当社事業成長の源泉において非常に重要な位置づけを占めます。足許の状況といたしましては、上述の(6)に示したように幅広い業種・企業等から継続的にデータを取得しているため特段問題は生じておりませんが、今後何らかの理由により顧客離れが生じた場合、十分かつ最新のデータ蓄積が行われなくなることによって当社サービスの付加価値が低下し、結果的に当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定の取引先への依存度

当社はヤフー株式会社に対して平成25年10月よりアクセス解析ツールのOEM提供を行っており、第11期事業年度(自平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)の当社売上高全体に占める同社に対する売上金額は18.3%となっております。当該OEMに係る契約はOEM提供の開始から4年間継続する契約となっております。当該契約には、当社又は同社から特段の意向が無ければ同一条件にて2年間自動更新される旨の更新条項がついておりますが、現時点における本契約の更新見込みは不確定となっております。当社と同社は良好な関係を築いており、現時点において当該会社との取引関係等に支障は生じていないため、当社としては本契約の継続を見込んでおりますが、今後何らかの理由により契約の更新がなされない場合や、取引条件の変更が生ずる場合等には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、第12期第2四半期累計期間(自平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)における当社売上高に占める同社への売上金額は10.7%まで低下しております。当社といたしましては、今後も他社への販売高を拡大することで、当該依存度の低下を図り、リスクの逓減に努める方針です。

(9) 特定の人物への依存について

当社提供サービスは、代表取締役社長である伊藤将雄が大学院在学中の研究を通して開発した解析プログラム及び可視化プログラムに基づいております。また当社サービスの運営・提供方法については、当社の最高技術責任者CTO（Chief Technical Officer）である三上俊輔が大学及び大学院在学中に開発・研究していたサーバー運営技術や分散ファイルシステムに基づいております。

こうした状況を踏まえ当社は、豊富な経験や知識を有する人材を採用し経営メンバーとして招聘するほか、経営体制の強化を図り、各人に過度に依存しない経営体制の構築に努めておりますが、成長段階である現状において何らかの理由により、各人が当社の業務を継続することが困難となった場合は、当社の事業運営体制ひいては経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 事業規模の拡大に伴うリスク

当社の人員は28名（平成29年1月末現在）に留まっており、小規模会社であると認識しております。現状は本規模に合わせた社内管理体制を敷いておりますが、今後の成長に伴う事業規模の拡大によっては、以下のようなリスクがあるものと認識しております。

①人材確保・維持について

当社事業の拡大に伴い、技術者の追加採用、サービスの販売を行う営業員の増強、管理部機能強化のための経営管理に特化した人材採用等が必要となる可能性があります。一方で、インターネット関連ビジネスにおいては人材の流動性が高いため、このような人材が機動的に確保できない場合や既存人員が退職してしまう可能性があることと認識しております。当社では、人材育成プログラムの確立や、十分なインセンティブプランの設定等により、人材の育成・確保に努める方針ですが、計画通りの人員が育成・確保できない場合は当社事業拡大の制約要件となり、当社の成長戦略ひいては経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②内部管理体制の充実について

当社は、当社の企業価値を最大化するためには、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つであると位置づけております。また、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。しかしながら、今後、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じた場合には、適切な業務運営が困難となり当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③情報システムの拡充について

今後顧客の増加や提供サービスの拡充に伴って、サーバーへの追加投資等により当社のシステムインフラを増強する可能性があります。一般的に追加システム投資を行う場合や、新たなシステムへの切り替えを行う場合、バグや不具合の発生等により一時的に十分なサービス提供ができなくなることがあります。

当社では、十分な要件設計やテストの実施並びに必要に応じた並行稼働による対応等によって、そのような事象が生じないよう細心の注意を払っていく方針ですが、万が一当該システム拡充に際して提供サービスに不具合が生じた場合は、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 新規事業推進に係るリスク

当社では今後、当社提供サービスの基礎であるビッグデータの解析・可視化技術（ペルソナの創出技術並びにヒートマップによるアクセス解析技術等）を活用して、既存分野並びに新規分野における新サービス開発を継続的に展開していく方針です。（なお、現状期待している新サービス分野については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題

(1) ビッグデータ・AIの活用領域の拡大」をご参照ください。）

しかしながら、各新規事業は現状構想段階であり、結果的に実現しない又は実現したとしても十分な収益が獲得できず撤退する可能性があります。当社といたしましては事前に十分な検証を行った上で開発等を開始する方針ではありますが、結果的に新規事業に失敗した場合、コストのみが計上されることから当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 調達資金の使途について

当社はマザーズ上場に伴う公募増資資金について、サーバー等への設備投資、SSD購入費、採用関連費、人件費に充て、残額については、将来における当社サービスの成長に寄与する設備投資資金として充当する計画としております。しかしながら当社の所属する業界の環境変化や、これに伴う今後の事業計画の見直し等により、投資による期待通りの効果があげられなくなる可能性や、場合によっては充当先の変更が生ずる可能性があります。この場合、当社の経営成績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあると認識していることから、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えているため、今後の配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第11期事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

当社は各種解析ツールの研究開発を進めております。当社の各種解析ツール開発業務への貢献を目的とし、新規サービスの開発及びサービスの機能強化に向けて研究開発を行っております。当事業年度の研究開発に要した費用の総額は21,992千円であります。

当社の事業は、データ解析事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日）

当社は各種解析ツールの研究開発を進めております。当社の各種解析ツール開発業務への貢献を目的とし、新規サービスの開発及びサービスの機能強化に向けて研究開発を行っております。当第2四半期累計期間の研究開発に要した費用の総額は13,773千円であります。

当社の事業は、データ解析事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りに関しては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第11期事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

(資産)

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べ63.8%増加して、1,231,618千円（前事業年度末は751,691千円。以下括弧同じ。）となりました。

流動資産は、現金及び預金が増加したことから、前事業年度末に比べ65.6%増加して、1,154,642千円（同697,171千円）となりました。固定資産は、サーバー等の購入により、前事業年度末に比べ41.2%増加して、76,975千円（同54,519千円）となりました。

(負債)

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ51.8%増加して、195,865千円（同129,027千円）となりました。

流動負債は、取引金額の増加に伴い前受金が増加したことから、前事業年度末に比べ51.8%増加して、195,865千円（同129,027千円）となりました。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ66.3%増加して、1,035,753千円（同622,664千円）となりました。

これは、新株発行により資本金が106,015千円、資本剰余金が106,015千円増加したこと、及び利益剰余金が201,058千円増加したことによるものです。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日）

（資産）

当第2四半期会計期間末の資産につきましては、前事業年度末に比べて113,474千円増加し、1,345,092千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加（前事業年度末比91,083千円の増加）、差入保証金の増加（前事業年度末比21,879千円の増加）によるものであります。

（負債）

当第2四半期会計期間末の負債につきましては、前事業年度末に比べて16,442千円減少し、179,422千円となりました。これは主に、未払法人税等の減少（前事業年度末比21,616千円の減少）によるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末の純資産につきましては、前事業年度末に比べて129,916千円増加し、1,165,669千円となりました。これは、利益剰余金の増加（前事業年度末比129,916千円の増加）によるものであります。

（3） 経営成績の分析

第11期事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

（売上高）

当事業年度における当社の売上高は、前年同期比50.5%増の783,885千円（前年同期は520,824千円。以下括弧同じ。）となりました。これは、主に当社サービスに関する認知度の向上、基幹システム拡張・強化によるパフォーマンスの向上及び営業活動の成果によるものであります。

（売上原価・売上総利益）

当事業年度における当社の売上原価は、売上高の伸長に伴い前年同期比9.2%増の80,702千円（同73,871千円）となりました。売上高の伸長に比較して増加率が低い理由としては、売上原価の多くが固定費であり、単純に売上高の増加率に比例しないことが挙げられます。

その結果、売上総利益は、前年同期比57.3%増の703,182千円（同446,953千円）となりました。

（販売費及び一般管理費・営業利益）

当事業年度における当社の販売費及び一般管理費は、前年同期比62.8%増の376,414千円（同231,196千円）となりました。これは、主にさらなる収益獲得を目的とした広告宣伝費の増加や研究開発費の増加によるものであります。

その結果、営業利益は、前年同期比51.5%増の326,768千円（同215,757千円）となりました。

（営業外損益・経常利益）

当事業年度における営業外収益は433千円（同59千円）となりました。

その結果、経常利益は、前年同期比51.6%増の327,201千円（同215,816千円）となりました。

（税引前当期純利益・法人税等・当期純利益）

以上より、当事業年度の税引前当期純利益は前年同期比51.6%増の327,201千円（同215,816千円）となりました。

法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額の合計126,142千円を計上したことにより、当事業年度の当期純利益は前年同期比48.0%増の201,058千円（同135,845千円）となりました。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日）

（売上高）

当第2四半期累計期間における当社の売上高は、457,249千円となりました。これは、主に当社サービスに関する認知度の向上、基幹システム拡張・強化によるパフォーマンスの向上及び営業活動の成果によるものであります。

（売上原価・売上総利益）

当第2四半期累計期間における当社の売上原価は、52,049千円となりました。売上原価の多くは固定費であります。

その結果、売上総利益は、405,200千円となりました。

（販売費及び一般管理費・営業利益）

当第2四半期累計期間における当社の販売費及び一般管理費は、213,889千円となりました。これは、主にさらなる収益獲得を目的とした広告宣伝費や研究開発費によるものであります。

その結果、営業利益は、191,310千円となりました。

（営業外損益・経常利益）

当第2四半期累計期間における営業外収益は49千円となりました。

その結果、経常利益は、191,360千円となりました。

（税引前四半期純利益・法人税等・四半期純利益）

以上より、当第2四半期累計期間の税引前四半期純利益は191,360千円となりました。

法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額の合計61,443千円を計上したことにより、当第2四半期累計期間の四半期純利益は129,916千円となりました。

（4） キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

（5） 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、法的規制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は常に業界動向に留意しつつ、優秀な人材を確保し市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

（6） 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくために、経営者は「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第11期事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は42,860千円であり、その主なものはサーバー増設によるものです。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

なお、当社の事業はデータ解析事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日）

当第2四半期累計期間において、実施した設備投資等の総額は18,563千円であり、その主なものはサーバー増設によるものです。また、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

なお、当社の事業はデータ解析事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成28年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都目黒区)	本社設備	5,839	44,878	2,116	52,834	28 (15)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在、休止中の主な設備はありません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（）内に年間平均人数を外数で記載しております。

4. 本社建物は賃借物件であり、年間賃借料は10,452千円であります。

5. 当社は平成28年11月より所在地を目黒区から港区に移転しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成29年1月31日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	東京都港区	サーバー	57,600	—	増資資金	平成29年 7月	平成31年 6月	(注) 3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の他、平成32年6月期以降にサーバーへの投資を90,000千円計画しておりますが、具体的な着手時期・完了時期は決定しておりませんので、記載しておりません。なお今後のSSD購入費用については、単価が10万円未満であり、設備投資として資産計上されない見込みであるため記載しておりません。

3. 完成後の増加能力については増加能力を見積もることが困難であることから記載をしておりません。

(2) 重要な設備の除去等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	13,000,000
計	13,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,413,100	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	3,413,100	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権 平成26年8月29日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数（個）	27	27
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	54,000（注）1	54,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	75（注）1.2	75（注）1.2
新株予約権の行使期間	平成28年8月30日～ 平成36年8月28日	平成28年8月30日～ 平成36年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 75 資本組入額 38（注）1	発行価格 75 資本組入額 38（注）1
新株予約権の行使の条件	（注）3	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 （注）4	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 （注）4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	（注）5

（注）1. 当社は、平成28年1月29日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行ってま。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算定により調整されます。但し、かかる調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整後生じる1株未満の株式は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。

当社が、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の権利行使の場合を含まない。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数です。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分自己株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
- (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
 - ① 新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。
 - ② 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - ③ 新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
 - ④ 新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反または懈怠があったとき。
 - ⑤ 新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、または新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。
4. 新株予約権者が権利行使期間の初日の到来後に死亡した場合には、本定めに関わらず新株予約権者の相続人がこれを相続します。
5. 当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式分割契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金は会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げる。増加する資本準備金については資本金等増加限度額から増加する資本金を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

② 第2回新株予約権 平成26年8月29日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	3	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注)1	6,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75(注)1.2	75(注)1.2
新株予約権の行使期間	平成28年8月30日～ 平成36年8月28日	平成28年8月30日～ 平成36年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75 資本組入額 38(注)1	発行価格 75 資本組入額 38(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 当社は、平成28年1月29日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行ってま。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算定により調整されます。但し、かかる調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整後生じる1株未満の株式は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。当社が、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分をする場合(新株予約権の権利行使の場合を含まない。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数です。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{または処分自己株式数} \times \text{または処分価額}}}{\text{調整前行使価額}}$$

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分自己株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
- (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。

- ① 新株予約権者が死亡したとき。
- ② 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ③ 新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
- ④ 新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反または懈怠があったとき。
- ⑤ 新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、または新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

4. 当社が合併(当社が消滅会社となる場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する

新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、収分割契約、新設分割契約、株式分割契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金は会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げる。増加する資本準備金については資本金等増加限度額から増加する資本金を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

③ 第3回新株予約権 平成28年1月29日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数（個）	135,300	135,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	135,300（注）1	135,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,050（注）2	1,050（注）2
新株予約権の行使期間	平成30年2月11日～ 平成37年12月31日	平成30年2月11日～ 平成37年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,050 資本組入額 525	発行価格 1,050 資本組入額 525
新株予約権の行使の条件	（注）3	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 （注）4	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 （注）4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	（注）5

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株です。
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算定により調整されます。但し、かかる調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整後生じる1株未満の株式は切り捨てます。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。
当社が、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の権利行使の場合を含まない。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数です。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{または処分自己株式数} \times \text{または処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} + \text{または処分自己株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
- (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
 - ①新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。
 - ②新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられたとき。
 - ③新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
 - ④新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。
 - ⑤新株予約権者が破産の申し立てを受けた場合もしくは自らこれを申し立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。
- (4) また、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権者は以下の区分に従って、行使が可能となる。但し、新株予約権者が休職していた期間については以下の区分の経過期間には含めないこととする。加えて、各区分における権利行使可能個数は、当該割当個数のうち新株予約権者が既に権利行使した新株予約権を含めた上限の数とし、その個数に1個未満の端数が生じる場合は当該端数を切り上げることとする。
 - ①権利行使期間の初日から6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の1まで
 - ②権利行使期間の初日から1年を経過する日まで 割当個数の2分の1まで
 - ③権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の3まで
 - ④権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日以降 割当個数の全部
4. 新株予約権者が権利行使期間の初日の到来後に死亡した場合には、本定めに関わらず新株予約権者の相続人がこれを相続します。
5. 当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式分割契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金は会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数が

生じる場合はその端数を切り上げる。増加する資本準備金については資本金等増加限度額から増加する資本金を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

④ 第4回新株予約権 平成28年1月29日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	8,800	8,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,800(注)1	8,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,050(注)2	1,050(注)2
新株予約権の行使期間	平成30年2月11日～ 平成37年12月31日	平成30年2月11日～ 平成37年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,050 資本組入額 525	発行価格 1,050 資本組入額 525
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株です。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算定により調整されます。但し、かかる調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整後生じる1株未満の株式は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。

当社が、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分をする場合(新株予約権の権利行使の場合を含まない。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数です。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{または処分自己株式数} \times \text{または処分価額}}}{\text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{または処分自己株式数} \times \text{または処分価額}}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。

(2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。

(3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。

①新株予約権者が死亡したとき。

②新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられたとき。

③新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反したとき。

④新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。

⑤新株予約権者が破産の申し立てを受けた場合もしくは自らこれを申し立てた場合、又は新株予約権者が

- 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。
- (4) また、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権者は以下の区分に従って、行使が可能となる。但し、新株予約権者が休職していた期間については以下の区分の経過期間には含めないこととする。加えて、各区分における権利行使可能個数は、当該割当個数のうち新株予約権者が既に権利行使した新株予約権を含めた上限の数とし、その個数に1個未満の端数が生じる場合は当該端数を切り上げることとする。
- ①権利行使期間の初日から6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の1まで
 - ②権利行使期間の初日から1年を経過する日まで 割当個数の2分の1まで
 - ③権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の3まで
 - ④権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日以降 割当個数の全部
4. 当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式分割契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金は会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げる。増加する資本準備金については資本金等増加限度額から増加する資本金を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑤ 第5回新株予約権 平成28年6月14日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	92,500	84,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,500(注)1	84,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,300(注)2	1,300(注)2
新株予約権の行使期間	平成30年7月1日～ 平成38年5月31日	平成30年7月1日～ 平成38年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,300 資本組入額 650	発行価格 1,300 資本組入額 650
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 (注)4	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 (注)4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株です。
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算定により調整されます。但し、かかる調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整後生じる1株未満の株式は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。
当社が、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分をする場合(新株予約権の権利行使の場合を含まない。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数です。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{または処分自己株式数} \times \text{または処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分自己株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
- (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
 - ①新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。
 - ②新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられたとき。
 - ③新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
 - ④新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。
 - ⑤新株予約権者が破産の申し立てを受けた場合もしくは自らこれを申し立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立てもしくは滞納処分を受けた場合。
- (4) また、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権者は以下の区分に従って、行使が可能となる。但し、新株予約権者が休職していた期間については以下の区分の経過期間には含めないこととする。加え

て、各区分における権利行使可能個数は、当該割当個数のうち新株予約権者が既に権利行使した新株予約権を含めた上限の数とし、その個数に1個未満の端数が生じる場合は当該端数を切り上げることとする。

- ①権利行使期間の初日から6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の1まで
- ②権利行使期間の初日から1年を経過する日まで 割当個数の2分の1まで
- ③権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の3まで
- ④権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日以降 割当個数の全部

- 4. 新株予約権者が権利行使期間の初日の到来後に死亡した場合には、本定めに関わらず新株予約権者の相続人がこれを相続します。
- 5. 当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式分割契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金は会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げる。増加する資本準備金については資本金等増加限度額から増加する資本金を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑥ 第6回新株予約権 平成28年6月14日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年1月31日)
新株予約権の数(個)	5,000	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000(注)1	5,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,300(注)2	1,300(注)2
新株予約権の行使期間	平成30年7月1日～ 平成38年5月31日	平成30年7月1日～ 平成38年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,300 資本組入額 650	発行価格 1,300 資本組入額 650
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株です。
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は次の算定により調整されます。但し、かかる調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整後生じる1株未満の株式は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。

当社が、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、行使価額を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分をする場合(新株予約権の権利行使の場合を含まない。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数です。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{または処分自己株式数} \times \text{または処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分自己株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。

(2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。

(3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。

①新株予約権者が死亡したとき。

②新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられたとき。

③新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反したとき。

④新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。

⑤新株予約権者が破産の申し立てを受けた場合もしくは自らこれを申し立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

(4) また、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権者は以下の区分に従って、行使が可能となる。但し、新株予約権者が休職していた期間については以下の区分の経過期間には含めないこととする。加え

て、各区分における権利行使可能個数は、当該割当個数のうち新株予約権者が既に権利行使した新株予約権を含めた上限の数とし、その個数に1個未満の端数が生じる場合は当該端数を切り上げることとする。

- ①権利行使期間の初日から6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の1まで
- ②権利行使期間の初日から1年を経過する日まで 割当個数の2分の1まで
- ③権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の3まで
- ④権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日以降 割当個数の全部

4. 当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式分割契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金は会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げる。増加する資本準備金については資本金等増加限度額から増加する資本金を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成27年 5月22日 (注) 1.	125	1,625	131,250	146,250	131,250	131,250
平成28年 1月29日 (注) 2.	3,248,375	3,250,000	—	146,250	—	131,250
平成28年 6月30日 (注) 3.	163,100	3,413,100	106,015	252,265	106,015	237,265

- (注) 1. 有償第三者割当
割当先 Y J 2号投資事業組合 (普通株式100株)、イーストベンチャーズ2号投資事業有限責任組合 (普通株式25株)
発行価格 2,100,000円
資本組入額 1,050,000円
2. 株式分割 (1:2,000) によるものであります。
3. 有償第三者割当
割当先 合同会社クリムゾングループ (普通株式80,000株)、Y J 2号投資事業組合 (普通株式80,000株)、イーストベンチャーズ2号投資事業有限責任組合 (普通株式3,100株)
発行価格 1,300円
資本組入額 650円

(5) 【所有者別状況】

平成29年 1月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	6	9	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	4,131	—	—	30,000	34,131	—
所有株式数の割 合 (%)	—	—	—	12.1	—	—	87.9	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年 1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,413,100	34,131	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,413,100	—	—
総株主の議決権	—	34,131	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は以下のとおりであります。

① 第1回新株予約権 平成26年8月29日臨時株主総会決議

決議年月日	平成26年8月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員7名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失及び取締役への就任により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は当社取締役1名及び当社従業員5名となっております。

② 第2回新株予約権 平成26年8月29日臨時株主総会決議

決議年月日	平成26年8月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者1名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の監査役(社外監査役)への就任により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は当社監査役(社外監査役)1名となっております。

③ 第3回新株予約権 平成28年1月29日臨時株主総会決議

決議年月日	平成28年1月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3名（うち社外取締役1名） 当社従業員21名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は当社取締役3名（うち社外取締役1名）及び当社従業員20名となっております。

④ 第4回新株予約権 平成28年1月29日臨時株主総会決議

決議年月日	平成28年1月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役3名（うち社外監査役3名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

⑤ 第5回新株予約権 平成28年6月14日臨時株主総会決議

決議年月日	平成28年6月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2名（うち社外取締役1名） 当社従業員27名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は当社取締役2名（うち社外取締役1名）及び当社従業員25名となっております。

⑥ 第6回新株予約権 平成28年6月14日臨時株主総会決議

決議年月日	平成28年6月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役2名（うち社外監査役2名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、配当を検討したいと考えておりますが、当面は内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備への投資等の財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

当社は成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための投資等が当面の優先事項と捉え、配当を実施しておりません。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法に規定する中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	伊藤 将雄	昭和48年12月18日生	平成9年4月 株式会社日経B P 入社 平成12年4月 楽天株式会社入社 平成14年4月 みんなの就職株式会社代表取締役 平成17年9月 有限会社ユーザーローカル (現当社) 設立 平成19年8月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	2,638,900
取締役	COO コーポ レート セール ス部長	渡邊 和行	昭和57年7月1日生	平成18年4月 楽天株式会社入社 平成20年12月 当社入社 平成22年10月 当社コーポレートセールス部長 (現任) 平成26年9月 当社取締役COO (現任)	(注) 3	207,700
取締役	CF0 管理 部長	岩本 大輔	昭和57年8月4日生	平成18年4月 楽天株式会社入社 平成26年4月 メタウォーター株式会社入社 平成27年10月 当社入社 管理部長 (現任) 平成28年1月 当社取締役CF0 (現任)	(注) 3	7,700
取締役		小澤 隆生	昭和47年2月29日生	平成7年4月 株式会社C S K (現S C S K株式会社) 入社 平成15年3月 楽天株式会社入社 同社オークション事業担当執行役員 平成17年1月 株式会社楽天野球団取締役事業本部長 平成21年7月 スターフェスティバル株式会社取締役 平成24年9月 Y J キャピタル株式会社取締役COO (最高執行責任者) 平成24年10月 株式会社マチコエ (現株式会社まちこえ) 取 締役 平成24年11月 ラクスル株式会社取締役 平成25年4月 ヤフー株式会社CF0室長 平成25年7月 同社執行役員ショッピングカンパニー 長兼CF0室長 平成25年8月 アスクル株式会社取締役 (現任) 平成25年10月 ヤフー株式会社執行役員ショッピング カンパニー長 (現任) 平成26年4月 Y J キャピタル株式会社代表取締役 平成27年1月 Y J キャピタル株式会社取締役 (現任) 平成27年7月 ダイナテック株式会社取締役 (現任) 平成27年9月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役		渡辺 智美	昭和52年6月24日生	平成13年4月 東京三菱証券株式会社 (現三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社) 入社 平成16年11月 日本ボール株式会社入社 平成18年7月 アーンストアンドヤングファイナンシャルサ ービス株式会社入社 平成20年7月 新日本有限責任監査法人 転籍 平成27年9月 当社監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役		中村 賀一	昭和48年3月11日生	平成7年10月 監査法人トーマツ入所 (現有限責任監査法人 トーマツ) 入所 平成12年7月 平田公認会計士事務所入所 平成16年6月 株式会社エンバイオ・ホールディングス取締 役 (現任) 平成26年12月 株式会社ネオキャリア監査役 (現任) 平成27年9月 株式会社イデアル監査役 (現任) 平成28年1月 当社監査役 (現任)	(注) 4	58,000
監査役		田中 裕幸	昭和45年10月22日生	平成4年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人ト ーマツ) 入所 平成11年4月 司法修習修了弁護士登録 平成13年4月 公認会計士登録 平成16年11月 田中法律会計事務所開設 (現任) 平成24年6月 スパークス・グループ株式会社監査役 (現 任) 平成28年1月 当社監査役 (現任)	(注) 4	—
計						2,912,300

- (注) 1. 取締役 小澤隆生は、社外取締役であります。
2. 監査役 渡辺智美、中村賀一、田中裕幸は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成28年11月22日開催の臨時株主総会終結の時から、平成30年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成28年11月22日開催の臨時株主総会終結の時から、平成32年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーを重視し、企業価値の最大化に取り組んでおり、その実現のためには、経営の効率性及び健全性を高め、透明性の高い経営体制を構築することが必要であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けています。また中でも上場会社となるにあたり「取締役会・監査役会等による経営の監督を充実させ株主に対する説明責任が果たせること」、「経営者として企業を規律するために、内部統制の充実がはかられていること」、「適時適切な情報開示が出来ること」の3点を中心的に整備すべき事項と考えております。

② 企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

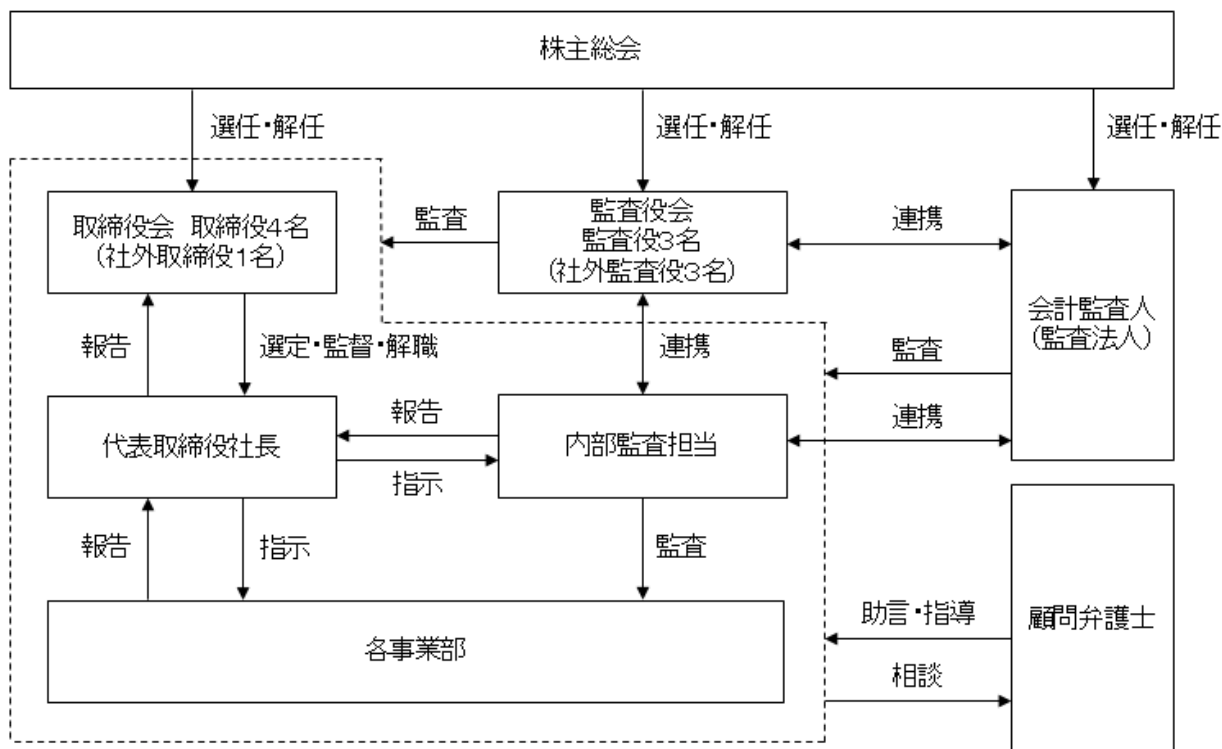
当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、法令及び定款の定めにより、経営上の重要な意思決定を行うとともに、業務執行状況の監督機関としても機能しております。

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、毎月1回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催し、緊密な連携をとることで監査の実効性と効率性の向上に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。



b. 内部統制システムの整備状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして定期的開催されるリスク管理委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - (2) 外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - (3) 監査役は「監査役監査規程」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
 - (4) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役社長に報告する。
 - (5) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを開覧できる。
 - (2) またデータ化された機密情報については、当社「情報システム運用規程」並びに「ネットワークセキュリティ規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいて管理部長を委員長とするリスク管理委員会を組織する。
 - (2) リスク管理委員会は定期的開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。
 - (3) なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を統括責任者とした緊急事態対応体制を敷き、早期の回復に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (2) 当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき担当取締役並びに各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 - (2) 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
 - (3) 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
 - (2) 代表取締役社長その他取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、当社にコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
 - (3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (4) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内

部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

- (5) 監査役は内部通報窓口である顧問弁護士との情報交換を定期的に行い、重大なコンプライアンス懸念がある事象については、詳細確認を行う。
- (6) 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役社長等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より管理部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
- (2) 当該予算を超過する費用については、事前に監査役より管理部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。
- (3) なお上記の支給方法は前払い・後払いいずれの方法も可能とする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- (2) 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

10. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

c. リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するために「リスク管理規程」を定めており、リスク管理及びコンプライアンスの統括を目的として、平成28年1月25日にリスク管理委員会を発足し、管理部が主管部署となり全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

なお、法令違反や不正行為等のコンプライアンス違反の発生またはその恐れのある状況に適切に対応できるよう、内部通報制度を導入し、窓口として業務執行者ではない常勤監査役を設定しております。また、外部窓口として顧問弁護士を設定しており不祥事の未然防止及び早期発見に努めております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門は設けておりません。当社の内部監査は、経営企画室長が内部監査担当者として実施しており、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。なお、経営企画室に対する内部監査は自己監査を回避するため管理部長が監査を担当していません。

当社の監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役3名）により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。常勤監査役は、取締役会へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は、監査計画書に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っております。また、監査役は定期的に内部監査担当者及び会計監査人と意見交換等を実施し、連携をとりながら効果的かつ効率的な監査を進めております。

④ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。当社は、これら社外役員4名全員を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

社外取締役小澤隆生氏は、これまでIT業界において様々な新規事業の事業化に携わっており、新規ベンチャーに対する高い知見を背景に、客観的かつ中立的な立場から当社の経営に関する的確な助言を頂けるものと考え、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社株主であるY Jキャピタル株式会社の取締役であります。同社と当社の間には取引関係はなく、独立性に影響はないと判断しております。また同氏は第11期事業年度（自平成27年7月1日至平成28年6月30日）における当社売上高全体の18.3%を占める販売先であるヤフー株式会社の執行役員ですが、当社にとって1顧客であり当社経営に何ら影響を行使できるものではありません。また当該販売比率については第12期第2四半期累計期間（自平成28年7月1日至平成28年12月31日）において10.7%まで低下しており、今後も他社への販売高拡大に伴い継続的な低下が見込まれることから独立性に影響はないと判断しております。なお、当社と同氏の間には直接の取引関係はありません。

社外監査役渡辺智美氏は、米国公認会計士としての資格を保有しており、監査法人での実務経験もあるため、専門知識と経験を活かして適正な監査を行っていただけると期待し、常勤の社外監査役に選任しております。

社外監査役中村賀一氏は、公認会計士及び税理士としての知見を有し、当社の属する業界にも明るくかつ上場会社のCF0の実務経験もあることから、その広い見識から適格な指摘を行っていただけるものとして、社外監査役に選任しております。なお、当社は過去に同氏より当社の税務に係る助言を受けておりましたが、現在取引関係はありません。

社外監査役田中裕幸氏は公認会計士及び弁護士資格を有しており、当社の業務執行体制について法律・会計両面から適切な監査を行って頂けると期待し、社外監査役に選任しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役全員に対し、企業価値の向上を意識した経営の助言、及び経営執行の監視における株主価値に根差した視点の強化を目的として新株予約権の付与を行っており、社外監査役中村賀一氏は当社普通株式を保有しておりますが、いずれの者との間にも人的関係及び取引関係はありません。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を明確に定めておりませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえ、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しないものと判断しております。また、役員半数以上を社外役員とすることで、外部からの経営監視機能が十分に機能していると考えております。

⑤ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

a. 会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 齊藤 直人

指定有限責任社員・業務執行社員 佐藤 重義

継続監査年数に関しましては、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

b. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 12名

⑥ 役員報酬等

- a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
第11期事業年度における役員報酬の内容は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	37,925	37,925	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	—	1
社外監査役	2,831	2,831	—	—	3

- b. 役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、平成26年10月10日の臨時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人給与分を含まない。）と決議しております。また、監査役の報酬額には、平成26年10月10日の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑨ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑪ 責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑫ 責任限定契約

当社は、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、業務執行役員でない社外取締役及び社外監査役との間で、会社法並びに当社の定款の定めに基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役及び監査役の最低責任限度額としております。

⑬ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
4,000	300	7,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度及び最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、株式上場申請に関する助言業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査計画、監査日数、当社の規模・業務の特性等を勘案し、監査役会の同意の上、双方協議の上で決定することとしております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、前事業年度（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）及び当事業年度（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年7月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	625,600	1,061,863
売掛金	55,419	75,565
前払費用	13,393	13,352
繰延税金資産	1,887	3,861
その他	1,251	—
貸倒引当金	△381	—
流動資産合計	697,171	1,154,642
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	4,586	8,151
減価償却累計額	△1,719	△2,311
建物附属設備（純額）	2,866	5,839
工具、器具及び備品	49,214	88,510
減価償却累計額	△22,207	△43,632
工具、器具及び備品（純額）	27,006	44,878
有形固定資産合計	29,873	50,718
無形固定資産		
ソフトウェア	2,976	2,116
無形固定資産合計	2,976	2,116
投資その他の資産		
差入保証金	3,402	1,815
保険積立金	17,627	21,739
長期営業債権	787	—
繰延税金資産	246	585
貸倒引当金	△393	—
投資その他の資産合計	21,669	24,140
固定資産合計	54,519	76,975
資産合計	751,691	1,231,618

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	14,636	14,541
未払法人税等	58,404	93,767
前受金	31,611	59,313
預り金	3,425	5,384
未払消費税等	20,836	22,804
その他	112	54
流動負債合計	129,027	195,865
負債合計	129,027	195,865
純資産の部		
株主資本		
資本金	146,250	252,265
資本剰余金		
資本準備金	131,250	237,265
資本剰余金合計	131,250	237,265
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	345,164	546,223
利益剰余金合計	345,164	546,223
株主資本合計	622,664	1,035,753
純資産合計	622,664	1,035,753
負債純資産合計	751,691	1,231,618

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成28年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,152,947
売掛金	72,001
その他	20,655
流動資産合計	1,245,604
固定資産	
有形固定資産	50,825
無形固定資産	1,686
投資その他の資産	46,976
固定資産合計	99,488
資産合計	1,345,092
負債の部	
流動負債	
前受金	59,997
未払法人税等	72,151
その他	47,274
流動負債合計	179,422
負債合計	179,422
純資産の部	
株主資本	
資本金	252,265
資本剰余金	237,265
利益剰余金	676,139
株主資本合計	1,165,669
純資産合計	1,165,669
負債純資産合計	1,345,092

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	520,824	783,885
売上原価	73,871	80,702
売上総利益	446,953	703,182
販売費及び一般管理費	※1 231,196	※1,※2 376,414
営業利益	215,757	326,768
営業外収益		
受取利息	53	158
補助金収入	—	274
その他	6	—
営業外収益合計	59	433
経常利益	215,816	327,201
税引前当期純利益	215,816	327,201
法人税、住民税及び事業税	84,636	128,455
法人税等調整額	△4,664	△2,312
法人税等合計	79,971	126,142
当期純利益	135,845	201,058

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		29,460	39.9	27,469	34.0
II 経費	※	44,410	60.1	53,233	66.0
当期売上原価		73,871	100.0	80,702	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算であります。

(注) ※主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費 (千円)	14,000	22,284
消耗品費 (千円)	13,148	11,896
賃借料 (千円)	11,113	13,725

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	457,249
売上原価	52,049
売上総利益	405,200
販売費及び一般管理費	※ 213,889
営業利益	191,310
営業外収益	
受取利息	26
還付加算金	23
営業外収益合計	49
経常利益	191,360
税引前四半期純利益	191,360
法人税、住民税及び事業税	62,053
法人税等調整額	△609
法人税等合計	61,443
四半期純利益	129,916

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	15,000	—	—	209,319	209,319	224,319	224,319
当期変動額							
新株の発行	131,250	131,250	131,250			262,500	262,500
当期純利益				135,845	135,845	135,845	135,845
当期変動額合計	131,250	131,250	131,250	135,845	135,845	398,345	398,345
当期末残高	146,250	131,250	131,250	345,164	345,164	622,664	622,664

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	146,250	131,250	131,250	345,164	345,164	622,664	622,664
当期変動額							
新株の発行	106,015	106,015	106,015			212,030	212,030
当期純利益				201,058	201,058	201,058	201,058
当期変動額合計	106,015	106,015	106,015	201,058	201,058	413,088	413,088
当期末残高	252,265	237,265	237,265	546,223	546,223	1,035,753	1,035,753

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	215,816	327,201
減価償却費	14,675	22,875
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	509	△774
受取利息	△53	△158
売上債権の増減額 (△は増加)	△11,925	△19,358
前受金の増減額 (△は減少)	5,132	27,702
未払金の増減額 (△は減少)	△1,890	△94
未払消費税等の増減額 (△は減少)	13,669	1,967
その他	4,209	6,250
小計	240,143	365,611
利息の受取額	53	158
法人税等の支払額	△64,690	△94,621
営業活動によるキャッシュ・フロー	175,506	271,148
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△20,604	△42,860
保険積立金の積立による支出	△4,636	△4,112
差入保証金の差入による支出	△67	—
差入保証金の回収による収入	—	57
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,308	△46,915
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	262,500	212,030
財務活動によるキャッシュ・フロー	262,500	212,030
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	412,697	436,263
現金及び現金同等物の期首残高	212,902	625,600
現金及び現金同等物の期末残高	※ 625,600	※ 1,061,863

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	191,360
減価償却費	18,886
受取利息	△26
売上債権の増減額 (△は増加)	3,564
前受金の増減額 (△は減少)	684
未払金の増減額 (△は減少)	10,267
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△6,526
その他	67
小計	218,278
利息の受取額	26
法人税等の支払額	△84,669
営業活動によるキャッシュ・フロー	133,634
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△18,563
差入保証金の差入による支出	△23,987
投資活動によるキャッシュ・フロー	△42,550
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	91,083
現金及び現金同等物の期首残高	1,061,863
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,152,947

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～18年

工具、器具及び備品 3～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

前事業年度(平成27年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成28年6月30日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27.4%、当事業年度31.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度72.6%、当事業年度68.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
役員報酬	40,260千円	40,756千円
給料及び手当	55,318	76,614
広告宣伝費	41,284	105,580

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
	—	21,992千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,500	125	—	1,625
合計	1,500	125	—	1,625

(注) 普通株式の株式数の増加125株は、平成27年5月22日付の第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	

(注) 新株予約権を行使することができる期間の初日は到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1. 2.	1,625	3,411,475	—	3,413,100
合計	1,625	3,411,475	—	3,413,100

（注）1. 当社は、平成28年1月29日付で1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加3,411,475株は、株式分割による増加3,248,375株、平成28年6月30日に行った第三者割当増資による増加163,100株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第6回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

（注）新株予約権を行使することができる期間の初日は到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
現金及び預金勘定	625,600千円	1,061,863千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	625,600	1,061,863

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金については、高い信用格付けを有する金融機関のみと取引を行っております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスク)の管理

当社は、未払金について、資金繰表を作成することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	625,600	625,600	—
(2) 売掛金	55,419		
貸倒引当金(*1)	△381		
	55,038	55,038	—
資産計	680,638	680,638	—
(1) 未払金	14,636	14,636	—
(2) 未払法人税等	58,404	58,404	—
負債計	73,040	73,040	—

(*1) 売掛金については対応している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	625,600	—	—	—
売掛金	55,419	—	—	—
合計	681,019	—	—	—

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金については、高い信用格付けを有する金融機関のみと取引を行っております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスク）の管理

当社は、未払金について、資金繰表を作成することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,061,863	1,061,863	—
(2) 売掛金	75,565	75,565	—
資産計	1,137,428	1,137,428	—
(1) 未払金	14,541	14,541	—
(2) 未払法人税等	93,767	93,767	—
負債計	108,308	108,308	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,061,863	—	—	—
売掛金	75,565	—	—	—
合計	1,137,428	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 千円)

	当事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員7名(注2)	社外協力者1名(注3)
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 58,000株	普通株式 6,000株
付与日	平成26年8月29日	平成26年8月29日
権利確定条件	(注4)	(注5)
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成28年8月30日 至 平成36年8月28日	自 平成28年8月30日 至 平成36年8月28日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年1月29日付の株式分割(1株につき2,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 付与対象者の退職による権利の喪失及び取締役への就任により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は当社取締役1名及び当社従業員5名となっております。
3. 付与対象者の監査役(社外監査役)への就任により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は当社監査役(社外監査役)1名となっております。
4. 権利確定条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
- (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
- ①新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。
- ②新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ③新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
- ④新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反または懈怠があったとき。
- ⑤新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、または新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てもしくは滞納処分を受けた場合。
5. 権利確定条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
- (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
- ①新株予約権者が死亡したとき。
- ②新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ③新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
- ④新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反または懈怠があったとき。
- ⑤新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、または新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	58,000	6,000
失効	4,000	—
権利確定	—	—
未確定残	54,000	6,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成28年1月29日付の株式分割（1株につき2,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	75	75
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成28年1月29日付の株式分割（1株につき2,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないため、公正な評価単価を本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産方式により算定された価格に基づき決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 58,500千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当事業年度 （自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員7名（注3）	社外協力者1名（注4）	当社取締役3名 （うち社外取締役1名） 当社従業員21名（注5）
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 58,000株 （注1、2）	普通株式 6,000株 （注1、2）	普通株式 140,800株 （注1）
付与日	平成26年8月29日	平成26年8月29日	平成28年2月10日
権利確定条件	（注7）	（注8）	（注7）
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 平成28年8月30日 至 平成36年8月28日	自 平成28年8月30日 至 平成36年8月28日	自 平成30年2月11日 至 平成37年12月31日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役3名 （うち社外監査役3名）	当社取締役2名 （うち社外取締役1名） 当社従業員27名（注6）	当社監査役2名 （うち社外監査役2名）
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 8,800株（注1）	普通株式 92,500株（注1）	普通株式 5,000株（注1）
付与日	平成28年2月10日	平成28年6月30日	平成28年6月30日
権利確定条件	（注8）	（注7）	（注8）
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 平成30年2月11日 至 平成37年12月31日	自 平成30年7月1日 至 平成38年5月31日	自 平成30年7月1日 至 平成38年5月31日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成28年1月29日付の株式分割（1株につき2,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 付与対象者の退職による権利の喪失及び取締役への就任により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は当社取締役1名及び当社従業員5名となっております。

4. 付与対象者の監査役（社外監査役）への就任により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は当社監査役（社外監査役）1名となっております。

5. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は当社取締役3名（うち社外取締役1名）及び当社従業員20名となっております。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は当社取締役2名（うち社外取締役1名）及び当社従業員25名となっております。

7. 権利確定条件は以下のとおりとする。

(1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。

- (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
- ①新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。
 - ②新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - ③新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
 - ④新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反または懈怠があったとき。
 - ⑤新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、または新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。
- (4) また、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権者は以下の区分に従って、行使が可能となる。但し、新株予約権者が休職していた期間については以下の区分の経過期間には含めないこととする。加えて、各区分における権利行使可能個数は、当該割当個数のうち新株予約権者が既に権利行使した新株予約権を含めた上限の数とし、その個数に1個未満の端数が生じる場合は当該端数を切り上げることとする。
- ①権利行使期間の初日から6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の1まで
 - ②権利行使期間の初日から1年を経過する日まで 割当個数の2分の1まで
 - ③権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の3まで
 - ④権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日以降 割当個数の全部
8. 権利確定条件は以下のとおりとする。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社との関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
- (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
- ①新株予約権者が死亡したとき。
 - ②新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - ③新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
 - ④新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反または懈怠があったとき。
 - ⑤新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、または新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。
- (4) また、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権者は以下の区分に従って、行使が可能となる。但し、新株予約権者が休職していた期間については以下の区分の経過期間には含めないこととする。加えて、各区分における権利行使可能個数は、当該割当個数のうち新株予約権者が既に権利行使した新株予約権を含めた上限の数とし、その個数に1個未満の端数が生じる場合は当該端数を切り上げることとする。
- ①権利行使期間の初日から6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の1まで
 - ②権利行使期間の初日から1年を経過する日まで 割当個数の2分の1まで
 - ③権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日まで 割当個数の4分の3まで
 - ④権利行使期間の初日から1年6箇月を経過する日以降 割当個数の全部

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権（注）	第2回新株予約権（注）	第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	54,000	6,000	—
付与	—	—	140,800
失効	—	—	5,500
権利確定	—	—	—
未確定残	54,000	6,000	135,300
権利確定後（株）			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	—
付与	8,800	92,500	5,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	8,800	92,500	5,000
権利確定後（株）			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 平成28年1月29日付の株式分割（1株につき2,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権（注）	第2回新株予約権（注）	第3回新株予約権
権利行使価格（円）	75	75	1,050
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円）	1,050	1,300	1,300
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

（注）平成28年1月29日付の株式分割（1株につき2,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないため、公正な評価単価を本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産方式及び類似会社比準方式により算定された価格に基づき決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 109,525千円
- (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成27年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年6月30日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	253千円
未払事業税	3,618
その他	118
繰延税金資産計	3,990
繰延税金負債	
前払費用	△1,857
繰延税金負債計	△1,857
繰延税金資産の純額	2,133

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.6%から33.1%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成28年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	3,861千円
その他	585
繰延税金資産計	4,446
繰延税金資産の純額	4,446

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年6月30日)
法定実効税率 (調整)	33.1%
留保金課税	4.1
その他	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年7月1日に開始する事業年度及び平成29年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

当社は、データ解析事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

当社は、データ解析事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
ヤフー株式会社	106,064	データ解析事業

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
ヤフー株式会社	143,322	データ解析事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	伊藤 将雄	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 80.4	債務被保証	不動産賃貸 借契約に対 する債務被 保証(注2)	10,388	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当社の本社事務所の賃料等に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額には年間賃借料を記載しております。

当事業年度（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	伊藤 将雄	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 77.3	債務被保証	不動産賃貸 借契約に対 する債務被 保証(注2)	10,452	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当社の本社事務所の賃料等に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額には年間賃借料を記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり純資産額	191.59円	303.46円
1株当たり当期純利益金額	44.87円	61.86円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成28年1月12日開催の取締役会決議により、平成28年1月29日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
当期純利益金額(千円)	135,845	201,058
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	135,845	201,058
期中平均株式数(株)	3,027,397	3,250,446
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数30個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権6種類(新株予約権の数241,630個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)
給料及び手当	43,867千円
広告宣伝費	37,873

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金勘定	1,152,947千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	1,152,947

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)

当社は、データ解析事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	38円06銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	129,916
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	129,916
普通株式の期中平均株式数(株)	3,413,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	4,586	3,564	—	8,151	2,311	591	5,839
工具、器具及び備品	49,214	39,295	—	88,510	43,632	21,424	44,878
有形固定資産計	53,800	42,860	—	96,661	45,943	22,015	50,718
無形固定資産							
ソフトウェア	5,350	—	—	5,350	3,233	860	2,116
無形固定資産計	5,350	—	—	5,350	3,233	860	2,116

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備 本社オフィスのレイアウト変更によるもの 3,564千円

工具、器具及び備品 データ解析事業向けサーバー及びSSDの取得 36,415千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	774	—	—	774	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」のうち393千円は、引当債権の回収による取崩額であり、381千円は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	581,750
定期預金	480,113
合計	1,061,863

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
ヤフー株式会社	29,097
ニフティ株式会社	1,134
内閣官房	982
株式会社エムティーアイ	648
株式会社マイナビ	648
その他	43,055
合計	75,565

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
55,419	650,550	630,404	75,565	89.3	366
					36.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

② 流動負債

イ. 未払法人税等

区分	金額 (千円)
未払法人税等	93,767
合計	93,767

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店および全国各支店
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り（注）2	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.userlocal.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取りを含む株式の取り扱い、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うことから、該当事項はなくなる予定です。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株) (注7)	価格(単価) (円) (注7)	移動理由
平成27年 1月30日	伊藤 将雄	東京都 品川区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	渡邊 和行	東京都 港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	40	6,000,000 (150,000) (注5)	経営参画意識向上のため
平成27年 1月30日	伊藤 将雄	東京都 品川区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	三上 俊輔	東京都 品川区	当社従業員 (注4)	40	6,000,000 (150,000) (注5)	CTOとしての意識向上のため
平成27年 1月30日	伊藤 将雄	東京都 品川区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	中村 賀一	神奈川県 横浜市 都筑区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、 社外協力者	20	3,000,000 (150,000) (注5)	顧問契約報酬の一部として
平成28年 6月30日	伊藤 将雄	東京都 品川区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	渡邊 和行	東京都 港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	7,700	10,010,000 (1,300) (注6)	経営参画意識向上のため
平成28年 6月30日	伊藤 将雄	東京都 品川区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	岩本 大輔	東京都 品川区	特別利害関係者等(当社の取締役) (注4)	7,700	10,010,000 (1,300) (注6)	経営参画意識向上のため
平成28年 6月30日	伊藤 将雄	東京都 品川区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	八重樫 拓己	東京都 板橋区	当社従業員 (注4)	7,700	10,010,000 (1,300) (注6)	経営企画室長として意識向上のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.において同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成26年7月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本関係会社
4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
 5. 移動価格は、純資産方式により算定された価格に基づき決定しております。
 6. 移動価格は、類似会社比準方式により算定された価格に基づき決定しております。
 7. 平成28年1月12日開催の取締役会決議により、平成28年1月29日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。従いまして、当該分割前の発行については上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成27年5月22日	平成28年6月30日	平成26年8月29日	平成26年8月29日
種類	普通株式	普通株式	第1回新株予約権 (ストックオプション)	第2回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	125株	163,100株	普通株式 29株 (注) 8.11	普通株式 3株 (注) 11
発行価格	2,100,000円 (注) 4	1,300円 (注) 4	150,000円 (注) 5.11	150,000円 (注) 5.11
資本組入額	1,050,000円	650円	75,000円 (注) 11	75,000円 (注) 11
発行価額の総額	262,500,000円	212,030,000円	4,350,000円	450,000円
資本組入額の総額	131,250,000円	106,015,000円	2,175,000円	225,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	平成26年8月29日開催の臨時株主総会において、新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成26年8月29日開催の臨時株主総会において、新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	—	—

項目	新株予約権③	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	平成28年2月10日	平成28年2月10日	平成28年6月30日	平成28年6月30日
種類	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)	第6回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 140,800株 (注) 9	普通株式 8,800株	普通株式 92,500株 (注) 10	普通株式 5,000株
発行価格	1,050円 (注) 6	1,050円 (注) 6	1,300円 (注) 6	1,300円 (注) 6
資本組入額	525円	525円	650円	650円
発行価額の総額	147,840,000円	9,240,000円	120,250,000円	6,500,000円
資本組入額の総額	73,920,000円	4,620,000円	60,125,000円	3,250,000円
発行方法	平成28年1月29日開催の臨時株主総会において、新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成28年1月29日開催の臨時株主総会において、新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成28年6月14日開催の臨時株主総会において、新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成28年6月14日開催の臨時株主総会において、新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割

当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされており。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされており。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成28年6月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下、「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 第三者割当増資の発行価格は、類似会社比準方式により算定された価格に基づき決定しております。
5. 新株予約権①、②の発行価格は、純資産方式により算定された価格に基づき決定しております。
6. 新株予約権③、④、⑤、⑥の発行価格は、類似会社比準方式により算定された価格を決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	150,000円	150,000円	1,050円
行使期間	平成28年8月30日から 平成36年8月28日まで	平成28年8月30日から 平成36年8月28日まで	平成30年2月11日から 平成37年12月31日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。
新株予約権の譲渡に 関する事項	同上	同上	同上

	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1,050円	1,300円	1,300円
行使期間	平成30年2月11日から 平成37年12月31日まで	平成30年7月1日から 平成38年5月31日まで	平成30年7月1日から 平成38年5月31日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予約権 等の状況」に記載のとおり であります。
新株予約権の譲渡に 関する事項	同上	同上	同上

8. 新株予約権①については、退職等により従業員1名2株分の権利が喪失しております。
9. 新株予約権③については、退職等により従業員1名5,500株分の権利が喪失しております。
10. 新株予約権⑤については、退職等により従業員2名8,000株分の権利が喪失しております。

11. 平成28年1月12日開催の取締役会決議により、平成28年1月29日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。従いまして、当該分割前の発行については上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、分割前の株数で記載しております。なお、新株予約権①については、当該株式分割により、「発行数」は58,000株、「発行価格」は75円、「資本組入額」は38円に、新株予約権②については、当該株式分割により、「発行数」は6,000株、「発行価格」は75円、「資本組入額」は38円にそれぞれ調整されております。

2【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Y J 2号投資事業組合 業務執行組員Y J キャピタル株式会社 代表取締役 堀新一郎	東京都千代田区紀尾井町1番3号	投資事業組合	100	210,000,000 (2,100,000)	(注) 1
イーストベンチャーズ2号投資事業有限責任組合 無限責任組員イーストベンチャーズ株式会社 代表取締役 松山太河	東京都港区六本木四丁目2番45号	投資事業組合	25	52,500,000 (2,100,000)	(注) 2

- (注) 1. Y J 2号投資事業組合は、当該第三者割当増資により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
2. イーストベンチャーズ2号投資事業有限責任組合は、当該第三者割当増資により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
3. 平成28年1月12日開催の取締役会決議により、平成28年1月29日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前の数値を記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
Y J 2号投資事業組合 業務執行組員Y J キャピタル株式会社 代表取締役 堀新一郎	東京都千代田区紀尾井町1番3号	投資事業組合	80,000	104,000,000 (1,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
イーストベンチャーズ2号投資事業有限責任組合 無限責任組員イーストベンチャーズ株式会社 代表取締役 松山太河	東京都港区六本木四丁目2番45号	投資事業組合	3,100	4,030,000 (1,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
合同会社クリムゾングループ 代表社員 三木谷浩史	東京都港区赤坂一丁目14番5号	投資事業	80,000	104,000,000 (1,300)	(注)

- (注) 合同会社クリムゾングループは、当該第三者割当増資により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡邊 和行	東京都港区	会社員	9	1,350,000 (150,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)、当社従業員 (注3)
三上 俊輔	東京都品川区	会社員	7	1,050,000 (150,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)、当社従業員
本郷 寛	東京都品川区	会社員	2	300,000 (150,000)	当社従業員
小平 彩野	東京都目黒区	会社員	3	450,000 (150,000)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
八重樫 拓己	東京都板橋区	会社員	5	750,000 (150,000)	当社従業員
鐘ヶ江 昌紀	東京都目黒区	会社員	1	150,000 (150,000)	当社従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 平成28年1月12日開催の取締役会決議により、平成28年1月29日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前の数値を記載しております。
3. 平成26年9月30日付で当社取締役に選任されております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
中村 賀一	神奈川県 横浜市都筑区	会社役員	3	450,000 (150,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)、 社外協力者 (注2)

- (注) 1. 平成28年1月12日開催の取締役会決議により、平成28年1月29日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前の数値を記載しております。
2. 平成28年1月29日付で当社監査役に選任されております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡邊 和行	東京都港区	会社役員	22,000	23,100,000 (1,050)	特別利害関係者等 (当社取締役、大株主上位10名)
岩本 大輔	東京都品川区	会社役員	13,200	13,860,000 (1,050)	特別利害関係者等 (当社取締役)
小澤 隆生	東京都港区	会社役員	6,600	6,930,000 (1,050)	特別利害関係者等 (当社取締役)
三上 俊輔	東京都品川区	会社員	7,700	8,085,000 (1,050)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)、 当社従業員
本郷 寛	東京都品川区	会社員	7,700	8,085,000 (1,050)	当社従業員
小平 彩野	東京都目黒区	会社員	7,700	8,085,000 (1,050)	当社従業員
八重樫 拓己	東京都板橋区	会社員	7,700	8,085,000 (1,050)	当社従業員
鐘ヶ江 昌紀	東京都目黒区	会社員	6,600	6,930,000 (1,050)	当社従業員
榎 直俊	埼玉県日高市	会社員	6,600	6,930,000 (1,050)	当社従業員
小口 樂子	東京都世田谷区	会社員	7,700	8,085,000 (1,050)	当社従業員
高橋 雄大	東京都港区	会社員	5,500	5,775,000 (1,050)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山田 真紗義	東京都港区	会社員	5,500	5,775,000 (1,050)	当社従業員
渡邊 真衣子	神奈川県 横浜市鶴見区	会社員	5,500	5,775,000 (1,050)	当社従業員
相澤 輝和	東京都目黒区	会社員	3,300	3,465,000 (1,050)	当社従業員
篠原 友樹	千葉県船橋市	会社員	3,300	3,465,000 (1,050)	当社従業員
福井 美穂	東京都品川区	会社員	3,300	3,465,000 (1,050)	当社従業員
豊田 麻莉子	神奈川県 川崎市麻生区	会社員	2,200	2,310,000 (1,050)	当社従業員
石井 真璃	東京都品川区	会社員	2,200	2,310,000 (1,050)	当社従業員
上西 洸毅	東京都港区	会社員	2,200	2,310,000 (1,050)	当社従業員
遠藤 樹	東京都板橋区	会社員	2,200	2,310,000 (1,050)	当社従業員
柴田 歩美	東京都目黒区	会社員	2,200	2,310,000 (1,050)	当社従業員
萩原 健太郎	東京都品川区	会社員	2,200	2,310,000 (1,050)	当社従業員
原田 裕介	東京都品川区	会社員	2,200	2,310,000 (1,050)	当社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡辺 智美	神奈川県 横浜市青葉区	会社役員	4,400	4,620,000 (1,050)	特別利害関係者等 (当社監査役)
中村 賀一	神奈川県 横浜市都筑区	会社役員	2,200	2,310,000 (1,050)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社監査役)
田中 裕幸	神奈川県 横浜市港北区	会社役員	2,200	2,310,000 (1,050)	特別利害関係者等 (当社監査役)

新株予約権⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
岩本 大輔	東京都品川区	会社役員	2,500	3,250,000 (1,300)	特別利害関係者等 (当社取締役、大株 主上位10名)
小澤 隆生	東京都港区	会社役員	2,500	3,250,000 (1,300)	特別利害関係者等 (当社取締役)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
八重樫 拓己	東京都板橋区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)、当社従業員
本郷 寛	東京都品川区	会社員	10,000	13,000,000 (1,300)	当社従業員
高橋 雄大	東京都港区	会社員	5,000	6,500,000 (1,300)	当社従業員
萩原 健太郎	東京都品川区	会社員	5,000	6,500,000 (1,300)	当社従業員
遠藤 樹	東京都板橋区	会社員	4,000	5,200,000 (1,300)	当社従業員
田原 秀晶	東京都品川区	会社員	4,000	5,200,000 (1,300)	当社従業員
早田 昂生	東京都目黒区	会社員	4,000	5,200,000 (1,300)	当社従業員
小平 彩野	東京都目黒区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
鐘ヶ江 昌紀	東京都目黒区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
小口 樂子	東京都世田谷区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
榎 直俊	埼玉県日高市	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
山田 真紗義	東京都港区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
渡邊 真衣子	神奈川県 横浜市鶴見区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
福井 美穂	東京都品川区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
篠原 友樹	千葉県船橋市	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
相澤 輝和	東京都目黒区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
柴田 歩美	東京都目黒区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
上西 洸毅	東京都港区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
石井 真璃	東京都品川区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
原田 裕介	東京都品川区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
豊田 麻莉子	神奈川県 川崎市麻生区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
高橋 萌子	東京都中野区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
竹内 恒就	東京都品川区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
二上 浩一	東京都品川区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員
宮島 勇雷	東京都目黒区	会社員	2,500	3,250,000 (1,300)	当社従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑥

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡辺 智美	神奈川県 横浜市青葉区	会社役員	2,500	3,250,000 (1,300)	特別利害関係者等 (当社監査役)
田中 裕幸	神奈川県 横浜市港北区	会社役員	2,500	3,250,000 (1,300)	特別利害関係者等 (当社監査役)

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
伊藤 将雄 (注) 1. 2.	東京都品川区	2,638,900	71.19
Y J 2号投資事業組合 (注) 2.	東京都千代田区紀尾井町1番3号	280,000	7.55
渡邊 和行 (注) 2. 3.	東京都港区	247,700 (40,000)	6.68 (1.08)
三上 俊輔 (注) 2. 5.	東京都品川区	101,700 (21,700)	2.74 (0.58)
合同会社クリムゾングループ (注) 2.	東京都港区赤坂一丁目14番5号	80,000	2.16
中村 賀一 (注) 2. 4.	神奈川県横浜市都筑区	66,200 (8,200)	1.79 (0.22)
イーストベンチャーズ2号投資事業 有限責任組合 (注) 2.	東京都港区六本木四丁目2番45号	53,100	1.43
八重樫 拓己 (注) 2. 5.	東京都板橋区	27,900 (20,200)	0.75 (0.54)
岩本 大輔 (注) 2. 3.	東京都品川区	23,400 (15,700)	0.63 (0.42)
本郷 寛 (注) 5.	東京都品川区	21,700 (21,700)	0.59 (0.59)
小平 彩野 (注) 5.	東京都目黒区	16,200 (16,200)	0.44 (0.44)
鐘ヶ江 昌紀 (注) 5.	東京都目黒区	11,100 (11,100)	0.30 (0.30)
高橋 雄大 (注) 5.	東京都港区	10,500 (10,500)	0.28 (0.28)
小口 樂子 (注) 5.	東京都世田谷区	10,200 (10,200)	0.28 (0.28)
小澤 隆生 (注) 3.	東京都港区	9,100 (9,100)	0.25 (0.25)
榎 直俊 (注) 5.	埼玉県日高市	9,100 (9,100)	0.25 (0.25)
山田 真紗義 (注) 5.	東京都港区	8,000 (8,000)	0.22 (0.22)
渡邊 真衣子 (注) 5.	神奈川県横浜市鶴見区	8,000 (8,000)	0.22 (0.22)
萩原 健太郎 (注) 5.	東京都品川区	7,200 (7,200)	0.19 (0.19)
渡辺 智美 (注) 4.	神奈川県横浜市青葉区	6,900 (6,900)	0.19 (0.19)
遠藤 樹 (注) 5.	東京都板橋区	6,200 (6,200)	0.17 (0.17)
篠原 友樹 (注) 5.	千葉県船橋市	5,800 (5,800)	0.16 (0.16)
相澤 輝和 (注) 5.	東京都目黒区	5,800 (5,800)	0.16 (0.16)
福井 美穂 (注) 5.	東京都品川区	5,800 (5,800)	0.16 (0.16)
原田 裕介 (注) 5.	東京都品川区	4,700 (4,700)	0.12 (0.12)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
柴田 歩美（注） 5.	東京都目黒区	4,700 (4,700)	0.12 (0.12)
上西 洸毅（注） 5.	東京都港区	4,700 (4,700)	0.12 (0.12)
石井 真璃（注） 5.	東京都品川区	4,700 (4,700)	0.12 (0.12)
田中 裕幸（注） 4.	神奈川県横浜市港北区	4,700 (4,700)	0.12 (0.12)
豊田 麻莉子（注） 5.	神奈川県川崎市麻生区	4,700 (4,700)	0.12 (0.12)
田原 秀晶（注） 5.	東京都品川区	4,000 (4,000)	0.11 (0.11)
早田 昂生（注） 5.	東京都目黒区	4,000 (4,000)	0.11 (0.11)
高橋 萌子（注） 5.	東京都中野区	2,500 (2,500)	0.07 (0.07)
竹内 恒就（注） 5.	東京都品川区	2,500 (2,500)	0.07 (0.07)
二上 浩一（注） 5.	東京都品川区	2,500 (2,500)	0.07 (0.07)
宮島 勇雷（注） 5.	東京都目黒区	2,500 (2,500)	0.07 (0.07)
計	—	3,706,700 (293,600)	100.00 (7.92)

（注） 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の取締役）

4. 特別利害関係者等（当社の監査役）

5. 当社の従業員

6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

7. （）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月16日


株式会社 ユーザーローカル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

齊藤 直人 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐藤 重義 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユーザーローカルの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーザーローカルの平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年2月16日

株式会社 ユーザーローカル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

齊藤 直人 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐藤 重義 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユーザーローカルの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーザーローカルの平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月16日

株式会社 ユーザーローカル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

齊藤 直人 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 重義 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユーザーローカルの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年7月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユーザーローカルの平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上